

開催日:平成 18 年 3 月 16 日

会議名:平成 18 年 文教市民委員会

- 幼保一元化の推進
- 就学援助費
- 道徳教育の推進
- 学校2学期制を導入
- 校区安全マップ
- 少人数指導員
- 学童保育の障害児の受け入れ
- ブックスタート

橋本紀子議員

本会議の質疑の中でも、認定こども園の行方も含めて、このことについては1年間かけて研究をしていくというか、そういう方向だろうということなんですけれども、先ほども申しましたけれども、幼保一元化を進める上で、社会ストックである幼稚園なり現行保育所のハード面を活用して、そこで待機児解消を何とかできないかというバックグラウンドは、先ほども申しましたように理解しますけれども、やはり、じゃあ今まで2,600人ですか、年間延べ、1日にすれば10組あたりの親子さんが利用されていたと。とりわけそれは平均値ですけれども、学校の行事などではその数字が上がっていたという実態がありますから、今後、今ご答弁いただきました後段の部分、芥川、桜台幼稚園が預かり保育で試行されて得た成果を、今度は就労支援型に移行していくということであれば、それはそれとして、そこで得た預かり保育の支援型の方も、ぜひ、ご答弁の後段の部分での取り組みについては進めていただきたいということをお願いしたいと思います。2番目ですけれども、直接、条例には関係ないんですが、この幼保一元化のまとめがありましたけれども、そこに出ていました、そして本会議上の質疑もありましたけれども、弁当持参が困難な家庭に対しては個別対応を配慮できるように検討するとご答弁いただいておりますが、具体的にはこれはどうお考えなんでしょうか。

鶴井教育政策室主幹

弁当持参が困難な家庭への個別の具体的対応はということでございますけれども、私立幼稚園で既に実施されております手法の外部委託などを参考にいたしまして、外部搬入、発注などで便宜が図れるよう検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

橋本紀子議員

本会議上でそのようにお答えいただいたんですけれども、子どもの食の問題というのは本当に大事な問題でして、この件についても、移行までにしっかりとご検討いただきたいなと思っております。それから、この幼保一元化検討会報告書の中にも、あえて保護者の食の関心を高め、子育てに必要な知識や技能を身につけるといふ親の育ちが図られるため弁当持参とするということをお願いしておられますから、この点について、保育所を選ばないで幼稚園を選んだ保護者に対してどうしていくのかということ、しっかりとご検討いただきたいなと思います。最後になりますけれども、幼稚園と保育所の交流ということですが、幼稚園は学校教育で、それから、保育所は厚生労働省の管轄ですけれども、免許上の問題はどうか、教えていただきたいと思っております。

鶴井教育政策室主

免許の関係でございますけれども、今回の施策におきまして、対象といたします園児は4歳児及び5歳児でございますので、幼稚園教諭免許を有する者を配置することでよいと考えております。しかしながら、土曜日や長期休業中も長時間の預かり保育を実施いたしますので、保育所のノウハウを活用する観点が必要であると考えております。また、今後の採用に当たりましては、保育士免許を併有する教員採用が望ましいと考えております。以上でございます。

橋本紀子議員

親の就労いかんで子どもたちの就学前の教育なり保育の二者択一しかないという今までの状況から一歩進んでいただくということについては期待をするんですけれども、そのあり方については、やはり子どもの一日の生活がかかわっているということについて、私が申し上げるまでもないとは思いますが、十分な議論とご検討をお願いして、要望として終わらせていただきます。

橋本紀子議員

12月のときに少し問題提起がありました。外部評価が大変厳しいということが一つあるということ。そして、ずっと言われていました、本市の扶助費がどんどん伸びていく中で、子どもたちの就学援助費も、小学校では4人に1人、25%、中学校では5人に1人、20%で、このことについてよく考えて、振り向いて見れば断トツに府内で高かったのを見直しをするということだろうと思います。一たん決めたことを、絶対にそれを守り通さなければならないという時代ではありませんから、さまざまな経済状態なり、全体の枠組みの中で考え直しをするということについてはやむを得ない部分もあるかとも思います。

しかし、基本的には、親の経済状況によって義務教育に決して支障があってはならないわけですから、今回の見直しで影響を受ける児童生徒に対しては、やはり今後、しっかりとした動向を見守っていただきたいということと、その周知については大変期間が短いわけですから、丁寧な周知をお願いしたいと思っています。昨年10月に出了た文科省の義務教育の構造改革、中教審答申の概要、これは、ひもとくまでもなく、そもそも義務教育は無償制ということがうたわれているわけで、これは市町村に持ってきてても大変難しい問題ですから、当然、国が子どもの義務教育についてどれだけ本気になって経済的支援をするかということなわけですから、市町村の経済状況の中でそれを全部かぶるということは無理だということは十分わかりますけれども、今回の改定については、今後の児童生徒の実態についてしっかりと見きわめをしていただきたいなということを希望したいと思います。それで、2つ目についてですけれども、伴って修学旅行費の上限が設定されました。説明によりますと、各小学校でも中学校でも、それぞれ修学旅行、学校ごとに格差があります。しかし、その格差ということの問題にしますと、修学旅行そのものが、日常の教育活動の中で、蓄積した一定の目的を持って設定される教育の計画ですから、それ自体に影響を及ぼすようなことがあってはならないとは思いますが、しかし、上限ができたということについては、平均値をやはり上回っていた学校については、今後の修学旅行のあり方についても、一定、金額の面から課題が生じてくるなということは予想ができます。先ほども申しましたが、教育の自主性を尊重するという立場から、この上限を設けることが教育活動の制限につながるかどうか、これについてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っています。

四宮学務課長

修学旅行費の援助額に上限を設けることは教育活動の制限につながるかどうかというお尋ねでございますが、今回設けようとする支給限度額は、国の要保護児童生徒援助費補助金における予算単価をもって決めており、この額は、全国的な修学旅行費の水準と考えております。修学旅行につきましては、学校等が諸条件を勘案する中で行き先なども決めておられ、就学援助の支給額もこの諸条件の一つとは考えておりますが、教育活動に制限を加えようとするものではございませんので、よろしく申し上げます。

橋本紀子議員

教育活動に制限を加えるためにされたわけではないのは十分わかっておりますけれども、結果として、他市においても行き先の変更をやむなくされたということも実態としては起こっておりますから、その行き先がどうなのかという議論もまた要るんでしょうけれども、例えば、平和教育についてこうやってきたとかいう、長い間の蓄積です、そういったことを妨げるものであってはならないということを強くお願いしたいということを思っている

わけです。したがって、一定、全体の中で占める割合というのを仕方なく変化をさせていく、見直しをするということについては否定しませんが、また逆に、今後の経済状況とか教育内容、さまざまな変化によって再度の見直しが必要になる場合も考えられると思いますが、そのときにはどのようにしていただけるかどうか、少しお考えをお聞かせください。

四宮学務課長

修学旅行費の支給限度額についてですが、今回新たに設けようとする支給限度額は、先ほども申しあげました、国の要保護児童生徒援助費補助金における予算単価でもって決めておまして、この額は全国的な修学旅行費の水準と考えておりますので、基本的には、今後もこの単価でもって支給限度額としてまいりたいと考えております。なお、今後の経済状況や教育課程の変化によっては、必要に応じ、本市の各学校における修学旅行費の状況や他市の状況などの把握に努めるとともに、校長から意見を聞くなどし、支給限度額が本市の修学旅行費の経費に即しているのか検証していかなければならないものと考えておりますので、よろしくお願ひします。

橋本紀子議員

よろしくお願ひいたします。それでは、次、管理の方ですけれども、幼保一元化の予算としてネットフェンスの設定が上げられておりますが、どのような目的で設定するのか教えていただきたいと思ひます。

鶴井教育政策室主

ネットフェンスについてお尋ねでございますが、公立幼稚園は、ご存じのように、小学校と同一の敷地内にございまして、境界がございませぬ。今回、長時間保育を実施することから、園児が園外に出ていかにないように、また、外部からの侵入者の防止のための安全対策として、幼稚園区域を囲う形で、小学校との境界にネットフェンスを設置しようとするものでございます。なお、予算面での制約はございませぬが、校長、園長などと協議をいたしまして、できる限り圧迫感などを与えないよう工夫したいと考えております。以上でございます。

橋本紀子議員

それでは、指導課の方に――まとめよということですので、まとめさせていただきます。まず、市長の施政方針の中に、特段に書いていただきましたが、規範意識や他者への思いやりなど、豊かな人間性の基礎を育てるためにということ、道徳教育を推進するということが上げられています。今、本会議の質疑でもありましたが、道徳教育につきましては

修身の再来ではないかとか、あるいは愛国心や全体主義などに対応する、そういったイメージを持たれている方とか、あるいはまた別のイメージを持たれている方など、道德教育に対しての評価というのは大変多様化していると思います。その中で、ここで、あえて道德教育の推進ということを掲げておられました、その道德教育の目標とは何か。そして、なぜ今道德教育が必要なのか。2つだけ、まとめてお聞かせいただきたいと思います。

樽井指導課長

道德教育の目標は何かというご質問でございます。道德教育の目標は、学習指導要領に示されておりますように、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な信条、判断力、実践意欲、態度などの道徳性を養うことでございます。具体的には、学習指導要領にございます内容項目に基づいて学習することにより、子どもたち一人一人に、生きる力の核となる命、生命を尊重する心、物事の善悪を判断する力、基本的な規範意識、他者への思いやり、あるいは社会性、美しいものに感動する心等、豊かな人間性を育成していくことが道德教育の目標でございます。続きまして、なぜ道德教育が必要なのか、重要なのかということでございます。昨今の子どもたちの現状として、いじめ、あるいは校内暴力等非行の凶悪化、あるいは低年齢化などといったさまざまな憂慮すべき状況がございます。このことは、子どもたちの心の成長と深くかかわっていると認識をいたしております。このような状況をかんがみますれば、子どもたち一人一人に生きる力の基礎とも言うべき道徳的な価値を育成していくこと、これが現在の学校に求められている重要なことであると考えております。以上でございます。

橋本紀子議員

学校2学期制を導入されるに当たって説明を受けましたが、その中で、学校2学期制の目的としては、確かな学力と豊かな心の育成ということが掲げられて、柱として進められていると思いますが、その中の一つとして、豊かな心を、今新たな形で道德教育を推進することによって育成していくということだと思います。そこで、平成16、17年度に、城南中学校と郡家小学校が、文部科学省の、心に響く道德教育推進事業に指定を受けられました。研究をされまして、校内発表もありまして、私も行かせていただきました。大変素晴らしい取り組みであったと思うんですが、その成果と課題についてお聞かせいただきたいと思います。

樽井指導課長

まず、成果についてでございます。1つは、読み物資料を使った指導方法の研究により、道德の時間の指導技術が向上し、結果として、児童生徒の豊かな人間性がはぐくまれているという点でございます。当該の小学校からは、子どもたちが相手の気持ちを考えて行動

できるようになった、自分を見詰めることができるようになった、感謝の気持ちをあらわすことがふえたといった好ましい変容が報告されております。2つ目の成果でございます。これは道徳の時間を、本市や地域の方にも積極的に公開をしたことで、道徳性をはぐくむことの重要性、あるいは道徳的な価値について、保護者や地域の方々と共通理解が図られるようになった点でございます。学校診断のアンケートの結果でも、道徳教育に関する項目につきましては、非常に肯定的な評価が多くなっております。次に、課題でございますが、児童生徒の豊かな人間性をはぐくむためのかなめとなる道徳の時間の指導を充実させるためには、子どもたちの心に響く力のある資料、それを用意することが大変重要であると、そういったことが調査結果からわかっております。このような調査結果に基づいて、今回、副読本を配布して、子どもたちにとって魅力ある道徳の時間を創造しようとするものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

橋本紀子議員

先ほど、冒頭言いましたけれども、道徳に対する評価というのが、市民の間でも非常に多様だと思っておりますけれども、一定2年間の研究を踏まえ、その成果から、系統的にこの事業を進めるに当たって副読本を活用することが望ましいし、そのことによって地域との連携や、あるいは市内全域にその成果を広げていくことができるということだろうと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。その副読本を今回購入されるわけですが、それを活用して、具体的にどのような道徳教育を展開されていくのかということ、もし予定がありましたら聞かせていただきたいと思います。

樽井指導課長

先ほど委員仰せの、16年、17年度、郡家小学校と城南中学校で、文部科学省の調査研究校ということで指定を受けました。来年度につきましては、この2校の成果を市内に広めるために、郡家小学校を含む第二中学校のブロック内の小学校4校、それを、市の道徳教育推進地域に指定をし、今回のこの副読本を活用した道徳の時間の指導方法について調査研究を行ってまいりたいと考えております。さらに、道徳教育に関しての研修を充実させ、高槻市の教育研究会に道徳部会というのがございますが、そことも連携をしながら、道徳教育の一層の推進に向けての取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

橋本紀子議員

道徳と言えば、まだまだ昔の道徳をイメージして、拒否感があるという市民意識もありますけれども、ぜひ今日的な新たな道徳教育という形で、子どもたちの心の育成に努めていただきたいなということを期待しております。まとめろということですが、2問目です

けれども、次は、2学期制の試行実施に伴ってパソコンが導入されますが、なぜパソコンを今全校に入れるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

樽井指導課長

2学期制の試行に伴ってパソコンを導入するという事のお尋ねでございます。2学期制は、確かな学力の育成を大きな目的の一つとしております。学期の長いスパンを生かして、一人一人の子どもに応じたきめ細かな指導と評価を行うこと、そして、子どもたちの学習に向かう意欲を高めて、学力の向上にそれがつながっていくと考えております。学期の期間が長くなる分、個人懇談等の回数もふえる予定でございます。よりきめ細かな評価を行い、個人懇談等の指導に生かすためにも、日常の成績を機会あるごとに保存して、いつでも取り出せるようにしておく必要がございます。こういった状況から、パソコンを活用した成績処理がぜひとも必要であるとの現場の声もございます。しかしながら、現在は、中学校においては、成績処理をするための進路用のパソコンが1台配付されております。残念ながら、小学校には、教職員の、成績処理をするための、単体の、インターネットとはつながっていないパソコンはございません。2学期制の実施に伴って、パソコンを各学校に1台配置をして、成績処理等の事務効率を向上させることで、児童生徒、保護者に、より丁寧な成績等情報提供が行えるものと考えておりますので、よろしくお願ひします。

橋本紀子議員

パソコンの購入はわかりましたけれども、より丁寧な情報提供とは、具体的にどのようなことなんでしょうか。

樽井指導課長

情報提供についてのお尋ねでございますが、各学校におきましては、長期休業日に入る前に、あるいは入った直後に、長い休みの過ごし方、あるいは学習状況を知らせるための個人懇談会を実施する予定でございます。この個人懇談会で、学期と学期の間ではなしに、学期の期間内に入る長期休業日を有効に活用するため、個々の学習課題を明らかにする、そして、休業日の過ごし方等について丁寧な情報提供を行う必要があります。このような情報については、日常の教育活動において蓄積しておいた評価をパソコンで処理をしておき、提供することが大切であると考えております。処理した成績につきましては、個票や一覧表にするなどさまざまな形で表示することができ、有効に活用できると思っております。特に情報提供に厚くなると思っておりますので、よろしくお願ひします。

橋本紀子議員

今まで、中学校は1台ありましたけれども、学校に、パソコンがなかったということで、やむを得ず、先生が自宅で、または個人用のパソコンをお使いになって仕事せざるを得なかったということで、大変大きな成果が出ると思っています。これほどきめ細かな成績処理をするということについて、そのことが当然必要ですが、遅かったかなというくらいのところだと思っていますけれども、考えてみれば、そのような丁寧な評価をパソコンに入力しようと思えば、学校に1台あったら、クラスの担任がそのパソコンを使うために長蛇の列で残業状況になるというのは想像がつくことだと思います。今回はまず最初の一步だと思っていますけれども、実態を考えれば、やっぱり学年に1台のパソコンなども、今後そろえていただかなければ、なかなか足りないのではないかということで、ぜひ今後の計画的な購入についてお願いをしていきたいなと思います。重ねてですけれども、図書室のパソコンも随分古くなってますし、それから、パソコンに関して言いましたら、個人情報の問題もあるんだと思いますけれども、学校の臨時事務主事がいまだにパスワードを使用することが認められないということがありますので、これは教育委員会だけではなく、全庁的なそういった仕組みがあるということですから、ぜひ仕事に支障がないような形で、改善についてお願いをしたいと思います。それから、次は、校内安全マップ作成ということなんですけれども、実際、私も幾つかの学校で見ました。その安全マップでは、交通安全にかかわる印、ここは危険と書いてありますし、それから、ここは道が暗いところである印であるとか、ここは空き家ですとか、ここは前に変な人が出没したところですか、細かに情報が1枚の紙に書いてありまして、それを子どもたちに配って安全教育をするということで、その意図はわからないことはありませんけれども、子どもたちがそれを見ても、通学路ですから、怖いマークがついているところは避けて通れないわけです。したがって、これをせっかくいろいろな方につくっていただきましたから、これをどう活用するかというのは大変大きな安全上の問題になるかと思っていますので、その安全マップをつくる経過、なぜこれをつくろうと思ったのか。それから、ねらいですとか、それから、どのようにして制作されたのか、お聞かせいただきたいと思っています。

樽井指導課長

校区安全マップにつきましての幾つかのお尋ねにお答えしたいと思います。まず、校区安全マップ作成に至る経過でございますが、昨年11月末から12月に、連続して生じたしました児童の連れ去り、あるいは殺害事件を契機に、登下校時における児童生徒の安全確保が大きな課題となったところでございます。保護者におきましては、昨年の12月6日に、小、中の校長会を開催して、登下校時における児童生徒の安全確保に向けて、各校に通学路の安全点検の実施とともに、児童生徒への注意喚起を指示したところでございます。さらに、文部科学省から、12月6日付で、登下校時における幼児、児童生徒の安全確保についてと題しました通知が出され、通学路の安全点検の徹底、登下校時における幼児、児童生徒の安全確保に向けて、保護者、地域、警察、関係機関が共同して学校と取

り組むことを呼びかけるとともに、あわせて、その具体的な事例が示されたところがございます。これを受けまして、12月12日に、教育委員会では、臨時で小、中校長会を開催いたしました。そして、この文部科学省の通知を説明するとともに、この場で、全小、中学校に校区安全マップを作成することを指示したところがございます。それから、そのねらいについてでございますが、校区安全マップは、児童生徒が自分の力で危険を予測して、回避をする力を育成するために、安全教育で活用する、これが一つのねらいでございます。さらに、学校、保護者、地域、警察、関係機関が、校区の危険箇所を、その情報を共有して、セーフティーボランティア等の活動に生かしていくということがねらいとなっております。続きまして、作成の方法等のお尋ねであったかと思うんですけども、どんなふうで作成されたのかと。各学校では、可能な限り子どもたちの意見も取り入れました。どういうルートで学校へ来て、どこでひとりになるのかといったことも聴取いたしました。そして、教職員、保護者、ボランティアの方々、地域住民が意見を交わして、一緒に校区を歩いて、危険箇所を確認しながらマップに落とししていくという作業をいたしました。最後に、高槻警察署から、実は高槻警察署には、この機会に、各小学校区所管の警察官というのを置いていただきました。その警察官から丁寧な指導を受けることもできて、もう既に2月下旬には、すべての小、中学校で安全マップが完成したところがございます。以上でございます。

橋本紀子議員

安全マップなんですけれども、今実際に、1枚紙を見れば、それは危険マップなんです。どこが危険かというマップなんです。それを本当の安全マップに変えるためには、例えば、交通安全で問題なところについては、信号機や横断歩道、あるいは交通指導員の方々への働きかけ、今おっしゃっていただきましたけれども、それから、通学路の暗いところは街灯の設置とか、どうするのかというこの手だてがあって、初めてこれが安全マップになっていくわけですので、そういうことも含めて、これからこの安全マップをどういうふうに活用するのか、具体的に考えがとおりなら教えていただきたいんです。

樽井指導課長

大きくは3つございます。1つは、この危険箇所等を周知徹底するというところでございます。子ども、それから地域住民、それから保護者、それから教職員等がまず危険箇所を頭に入れる。これが1つでございます。そして、2つ目は学校では、子どもたちへ、そのマップを使って安全教育を実施する。どこが危険なのか、ここでもし変な目に遭いそうになったらどう回避するのかといった安全教育を実施するというところでございます。それから、3つ目は、そのマップをさらに地域の方々にも知っていただくという意味合いで、地域集会を開く予定でございます。中学校単位で、1学期中ぐらいの早い時期に、子どもの

安全を守るための地域集会を開く予定をしております。この地域集会では、各校区ごとの子どもたちの安全をめぐる状況について、一つは、大人たちが共通の認識を持つ場とする、そして、地域ごとの具体的な行動提起、我々はこんなことをしようという行動提起を行う場として位置づけてまいりたいと考えております。さまざま出された危険箇所等の課題につきましても、集約、整理をして、関係部局とも調整をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

橋本紀子議員

教育委員会だけの問題ではなくて、地域の安全というのは高槻市全体の問題ですので、ぜひさまざまな関係、全庁的に取り組んでもらいたいと思います。それから、あと1つ、指導課ですけれども、少人数指導員が1、2年生から3年生への拡大ということになりました。市民連合の方も、この成果を踏まえて、ぜひ3年生へと、代表質問でも予算要望でもお願いをしてきたところですが、現時点で、大阪府も、これは30人ではありませんけれども、少人数、進行形だと思っておりますけれども、府の動向は今どうなっているか教えてください。

樽井指導課長

少人数指導員の府の動向についてのお尋ねでございます。大阪府教育委員会は、公立小学校の少人数学級編制に係る研究校という事業で、平成16年度から、段階的に小学校低学年の1、2年生を35人学級にするということにしております。平成16年度は、1年生38人学級、2年生は法どおりの40人学級、そして、今年度、17年度は、1年生38人学級、2年生38人学級、そして、来年度、1年生を35人学級、2年生38人学級、最後、平成19年度に、1、2年ともに35人学級を実現するという予定でございます。本市におきましては、平成16年度に、小学校1年生において、1学級が35人を超える学級を有する学校に少人数指導員を派遣しました。今年度は、1、2年生に拡大をして派遣をしたところでございます。以上でございます。

橋本紀子議員

少人数指導員、授業の参観もしましたけれども、実際の効果と、それから3年生に拡大をしていただいた理由、それから今後の方向性について、あわせてお聞きしたいと思います。

樽井指導課長

3点についてのお尋ねでございます。まずは効果でございます。各学校におきましては、

少人数指導員は算数と国語を中心に、チームティーチングあるいは分割授業を行うこと、あるいは体験的な活動に付き添うこと、そういう補助的な役割を担ってまいりました。複数の教員がかかわることで、児童一人一人に丁寧な指導をする時間がふえたこと。それから、分割して少人数になることによって、子どもたちの意見発表したり発言したりする機会がふえ、学習意欲の向上につながっていると考えております。給食指導あるいは清掃活動も学級担任とともに指導することで、一人一人の子どもと接する機会がふえて、その子どものよさ、努力を把握することが容易になって、子どもたちにとっても落ちついた状況が生まれていると報告を受けております。さらに、入学当初、学校になじみにくい子どもにも丁寧に接することができて、教室に入りにくかった子どもが入れるようになったということも報告を受けております。続きまして、3年生に拡大する理由でございますが、18年度から、大阪府が、1年生を35人学級にすることから、本市におきましては、2年生と3年生に少人数指導員を派遣したいと考えているところでございます。元来、本事業は、児童が学校生活をスムーズにスタートして、基本的な学習習慣が身につくということができるよう始めた事業でございます。ただ、3年生につきましては、学習内容が抽象的になり、また、思考力、応用力を育成する学習の転換期に当たると、こう言われております。そういったことを考えまして、こういった課題、低学年だけではなしに、中学年の課題も克服するために、3年生にも少人数指導員を派遣したく予算計上したものでございます。最後に、今後の方向性でございますが、今年度より拡大実施しております3年生については、先ほど申しました、学習の転換期における学力の充実と生活指導の充実を目指して、今後、少人数指導員の派遣による効果、それから課題を検証していくことが重要であると。3年生でどれだけの効果があったかということも検証したいと思っております。さらに、35人学級等、国の法律等の動向、あるいは府の施策展開も見ながら研究を進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

橋本紀子議員

一番最初に、1年生に少人数を入れるときに、少人数授業か少人数学級かということで、学習だけじゃなく、生活面も、一定小さな規模の方がきめ細かいんじゃないですかということを希望しましたが、法律の問題でそれはクリアできなかったんですが、平成18年度から、1年生については少人数学級が実現していくということで喜んでるところです。その1年生に導入するときに、なぜ小学校1年生ですか、むしろ高学年の学級経営というのが大変厳しいのではないですかということを、意見として市民連合からも申し上げたんですが、やはり基礎、基本となる1年生から、新たにしっかりと生活習慣と学習態度を身につけるといふこととか、あるいはやっぱり起こっている小1プロブレムに対応するために1年生からというご説明で、それが、府の動向とも重ねながら2年生に拡大され、そして、今度は、抽象的な教育内容になるということで、3年生ということは本当によくわかるんですが、もうそのように延ばすんじゃなくて、それぞれの学年には物すご

く大きな課題が今あると思うんです、学校の中で。ですから、1年ずつ理由をつけて延ばしていくというのではなく、むしろ市長と教育長のご決断で、4年生には4年生、5年生には学級経営、6年には中学校進学前というさまざまな課程の中で、学校現場に対しての支援をしていただくのであれば、先を見通して、高槻は少人数で全学年貫くという方向性を、また今後の課題として持っていただきたいなと思います。次は社会教育ですけれども、学童保育については、時間延長と、それから一日保育の場合の開始時間の前倒しということで、時間延長していただきましたことについては大変お礼を申し上げたいと思います。これについては、私の方も、市民からの要望がありまして、一緒に暗い山の中を、学童保育から帰って来たことがあります、これは本当に親御さんの心配というのは大変だろうなということで、議会でお願いをしてきたところです。それで、ちょうどそのとき、次世代育成支援行動計画のニーズ調査でも、60%を超える人々が、子どもを迎えに行くことができる時間帯に延長してほしいということでございまして、これは、労働条件も含め、さまざまな関係機関、予算も含め大変だったと思いますけれども、このように実現していただきましたことについては、本当にうれしく思っています。それから、当該保護者の方からも、本当に安心して子どもを学童に預けられますという声も届いております。そのことはありがたいと思いますが、もう1つですけれども、12月議会で、岡本茂委員の方から、学童保育事業の障害者枠については、これはノーマライゼーションの考え方からいって、1室4名という制限枠というのは問題ではないかという質問がありまして、教育委員会の方から、見直しに向けて検討するという答弁がございました。それを踏まえて、その要綱が改正されたということで、私もその要綱をいただいたんですけれども、従前規定されていましたが、1学童保育室4名という枠がなくなりまして、新たに、学童保育の障害児の受け入れについて示されたところです。これについて、趣旨がどのような点にあるのか、それから、改正の意図というのを教えていただきたいと思います。

北元青少年課長

学童保育の障害児の受け入れにつきましては、現在、障害児保育実施要綱に基づいて運用を行っているところでございますが、12月議会の議論を踏まえまして、過般、1学童保育室4名という表現を改めまして、入室数は保育室の面積、指導員数、その他の諸条件を勘案して定めると改正したところでございます。今後は、実態に即して入室人員を決めてまいりたいと考えております。ご承知のように、本市は他の自治体に先んじまして障害児保育に取り組んでおりまして、3年生までは保護者の就労を条件としない、また、障害の種別を問わない、障害者手帳の所持を条件としない、さらには、府立養護学校の児童の入室を認めるなど、他市に比べまして先駆的な取り組みを図っているところでございます。今回の改正の意図はということでございますけれども、この数年、学童保育室への入室申請が増加している状況でございまして、それに伴いまして障害児の入室希望もふえておりまして、1学童保育室に4人を超える障害児の申請があった場合、学童保育室全体の人数

とか、その保育室の物理的な環境も考慮に入れた上で、人的体制が整った場合、ノーマライゼーションの見地から、従前以上の障害児の受け入れを図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

橋本紀子議員

学童保育で、最初に枠を設けたときの意図と、今日的な学童保育のありようが変わってきたということで、新たに見直しをしていただいたということです。障害児については、校区の養護学級だけではなくて、府立養護学校へ通う障害児も受け入れておられますし、また、重度の障害児やさまざまな障害を持っている方を含めて、最大60人という環境の中で保育をしていただいております。安全上の問題からも、現場では大変ご努力をいただいておりますことに感謝を申し上げますけれども、今、実態に即してというお答えがありましたが、これからも、保護者の希望に従いまして、学童における保育が必要と認められる可能な限りの範囲で、柔軟に障害児の受け入れについては対応していただきたいということ、重ねましてお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。それでは、次ですけれども、ブックスタートの件なんですけれども、本会議場でも質疑がございまして、選書についてどうなのかということでした。そのときに、図書館司書の専門的な方が高槻の図書館にはいらっしゃいますから、そのような方をまず選書にかかわっていただけてという、その後ということでお答えがあったかと思えます。NPOブックスタート支援センターの基本パックでは、中立的な絵本選考委員会により選考となっています。本会議場の質疑もありましたけれども、この選び方について、とりわけ、図書館司書の関与の仕方ということについてお尋ねをしたいと思います。

松政社会教育部参事

図書館では、日常的に図書館の司書が絵本を選んでいるという日々の仕事がございます。その中で、今回、特に乳幼児へのサービスということで、お勧め絵本という形で、赤ちゃん向けといいますか、2歳までを対象にした本を20冊ほど選ぶとしております。そのときの観点については、やはり広く支持されているということが必要であろうし、また、それが非常にすぐれた絵本であるという観点も大事だろうと思えます。しかし、司書だけで選ぶという形ではなくて、できるだけ4か月児健診の場というところでの事業でありますので、保健師、保育士、さらに、絵本の専門家などを招き、お願いしまして、絵本選定会というのを構成しようと考えております。その中で、最終的には3冊程度に決定したいと思っております。その中から、保護者に1冊選んでいただくという形で選択肢を残していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

橋本紀子議員

日常的に、あらゆる図書館で子どもたちが絵本にかかわって選書していただいていますし、それを指導していただいています図書館司書の方にまず選んでいただくということについては、本当にお願いをしたいと思います。その上で、今、参事もおっしゃいましたけれども、ブックスタートの意義というのは、本を与えて本を読ませるということではなくて、本を媒体にした親子の楽しい触れ合いを支援するという事業である以上、関係機関連携してということは何度も私もお願いをしてまいりました。そういう意味では、関係する保健師、保育士、絵本の専門家の皆さん方にかかわっていただいて、中立性を加える方法で選書をお願いしたいと思います。その中で、次ですけれども、とりわけ、絵本を赤ちゃんに媒体として与えるんですが、親と子の触れ合いということで、保護者が赤ちゃんにそれを読んで聞かせるということで、例えば、保護者の方が障害を持っておられる方です、とりわけ視覚障害を持っておられた場合、この方々への配慮はどのようにお考えになっておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

松政社会教育部参事

図書館で、日ごろから障害者に対して、とりわけ視覚障害者に対するサービスというのは、従前行っていると認識をしておりますけれども、今回の場合におきましても、基本的には点字対応ということも、現在、図書館内部の職員の力量でできると考えております。ただ、今回のブックスタートに関しましては、保護者の方がそういう障害を持っているというケースもあろうし、あるいは赤ちゃん自身がそういう障害を持って産まれてくるというケースもあろうかと思えます。そういう状況、それぞれの障害に合わせて、個別の事案の中で、例えば、点字のみでは対応できない場合もあろうかと思えます。例えば、さわる絵本とか、そういったことも必要かと思えます。そういう個別の対応について、できるだけ細かく考えていきたいと考えております。

橋本紀子議員

よろしくお願いたします。最後ですけれども、図書館の中立性ということはよく言われるところですが、このたび、市長の施政方針で、全庁的に食育に取り組んでいくということをお聞きしております、私も本当に心から喜んでおります。その中で、私も自分が職場にいたときに、よく図書館に本を探しに行かせていただきましたけれども、いろいろな本がそろっておりますが、ぜひこの機会にさらに充実をしていただくなり、あるいは特別な特集を組んでいただいて、そういった食育の方向も図書館内でも展開をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

松政社会教育部参事

市内5館のすべての図書館には、入り口のところに、そういう図書の展示コーナーとい

うのを設けております。そのときに、季節の話題とか時々の方々の社会の関心事、これについての図書あるいはビデオ、こういったものを展示して、利用者の利便を図っているという実情でございます。今回、ご指摘の食育につきましては、食育基本法が制定されたという、そういうこともあり、市民からの高い関心も集まっていると考えております。したがって、図書館の平成18年度の展示計画として、世界各国の料理に関する本あるいは栄養に関する本、また、食の文化に関する本などを展示していくということで、現在、立案しているところでございます。

橋本紀子議員

食育について、日本各地、食育基本法もできたこともありまして、進んでいるところでして、地域によっては、食育推進課とか、食育推進指導室とかというのを全庁的な形で設けているところもあるようですので、さまざまな点でお願いしたいと思っております。最後になりますけれども、男女共同参画条例にかかわってですけれども、苦情処理委員会の設置についての予算計上がされています。全会一致で男女共同参画条例ができて、これから推進されていくということについては大きくエールを送っていますし、計画の取り組みについてもぜひ推進をしていただきたいのですが、この苦情処理委員会なんですけれども、各市の男女共同参画条例にも、必ず苦情処理委員会というか、制度が入っておりまして、私たちが要望してきたところですが、今回このようなことで予算が計上されました。その中で、苦情の申し出ができる対象というところで、一つ確認をしたいんですけれども、その8番目で、その他、苦情等の申し出の対象として、次のような事項は除きます。市長が苦情処理の対象と認めない事項ということがあります。そもそも、市長の施策に対して苦情処理を申し入れようというときに、市長が苦情処理の対象と認めない事項を、補足事項として掲げておられるのはどのようなことなのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

米谷市民参画室参事

今のご質問、先般公布させていただきました規則の第6条第8号のことかと思っております。前各号に掲げる者のほか、市長が苦情等処理することが適当でないとする事項に該当することかと思っておりますが、これは例規の一般的な慣用と一応お考えいただいたら結構かと思っております。といいますのは、これが例えば取り締まりを目的とする規則であるならば、こういうその他という言い方は不適切でございます。制限列記すべきでございますけれども、こういういわゆる手続に関する規則におきましては、不測の事態が生じた場合にどのように対処するのかということについてのトラブルが生じてまいります。そういったことをクリアするためにこの条項を設けてございます。なお、これを仮に使用すると、懸念なさっておられるように、そもそもこの制度自体についての信頼を損なうこととなりますので、

これは、最終、どうしてもこの制度を維持するためにやむを得ない措置としてこういうものを設けておるといのが一般的でございます。ですから、頻繁に同じことを繰り返して申し出をされるだとか、そういった場合につきましてはこういうものが発動されるということでございますので、よろしく申し上げます。

橋本紀子議員

アドボカシーの考え方から言えば、こういった、行政に任命された人が行政に対してきちっとした第三者的チェックを行うということがこれから進んでいくと思うんですけども、市長が任命される特別職としての苦情処理委員が、市長から一切の、言葉悪いですけども、妨害とか、そういう権限上の制限を加えられることがないように、そういう任命の条項も盛り込んで、ぜひこういう第8号が決して発動されることがないようにお願いしたいということを言いまして、終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。